

入札説明書

業務委託名：水前寺江津湖公園水草回収船製造業務委託

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則102号。以下「特例規則」という。）、熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）、熊本市電子入札（物品調達等）運用基準（平成19年告示第279号。以下「運用基準」という。）、熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 水前寺江津湖公園水草回収船製造業務委託
- (2) 目的及び概要

本業務は、水前寺江津湖公園の湖面に繁茂しボート競技等の公園利用に支障を来している水草を効率的に回収するための、水草回収船の製造業務を委託するもの。

※詳細は仕様書を参照のこと。

- (3) 納入場所 熊本市東区広木町地内（水前寺江津湖公園）
- (4) 履行期間

契約日から令和8年（2026年）3月31日まで

2 担当部局

〒862-0916 熊本市東区佐土原3丁目1-65
熊本市東区役所区民部東区土木センター総務課
電話 096-367-4360

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認める者でないこと。
- (9) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。
本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(10)及び(11)の要件を全て満たす者であること。
- (10) 国又は地方公共団体から直接受注した業務として、当該機械及び同種品にかかる製造実績があること。（申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。）
- (11) 当該機器に関し、メンテナンスの体制が整備されていること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和7年（2025年）8月15日（金）から令和7年（2025年）9月1日（月）まで

熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書は、入札日までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

- (2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参、郵送又は電送（ファックス、電子メール等）により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、必ず電話で着信を確認すること。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 製造・納入実績証明書（様式第3号）

(エ) メンテナンス体制証明書（様式第4号）

イ 提出期限

令和7年（2025年）9月1日（月）午後1時まで

郵送する場合は、令和7年（2025年）9月1日（月）までに必着のこと。
また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。電送（ファックス、電子メール等）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

ウ 提出部数 1部とする。

エ 提出先

(ア) 持参又は電送（ファックス、電子メール等）の場合
2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-0916 熊本市東区佐土原3丁目1-65

熊本市長（熊本市東区役所区民部東区土木センター総務課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合において、うち1組合員でも4(9)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載するほか、希望する場合は5(2)カ(オ)aの部局において配布する（配布については休日を除く。）。配布時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。なお、ホームページのURLは、次のとおり。

<http://www.city.kumamoto.jp/kiji0033331/index.html>

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要な書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「業務委託名」及び「開札日時」を明記する

こと。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）。

(ウ) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

令和7年（2025年）9月1日（月）午後4時まで。郵送する場合は、令和7年（2025年）9月1日（月）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札等参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

熊本市東区佐土原3丁目1-65

熊本市東区役所区民部東区土木センター総務課総務班

b 郵送の場合

〒862-0916 熊本市東区佐土原3丁目1-65

熊本市長（熊本市東区役所区民部東区土木センター総務課）宛

(3) 競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第4条第1項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和7年（2025年）8月15日（金）までに開始し、令和7年（2025年）9月19日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先 2の担当部局

FAX 096-367-4366

メール・アドレス higashidobokusoumu@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和7年（2025年）9月22日（月）までに開始し、令和7年（2025年）9月29日（月）までとする。

イ 閲覧場所 2の担当部局

7 入札保証金

入札保証金は免除する。

8 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規則等を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、公告に定めるところにより、説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (3) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (6) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
 - ア 業務委託名 水前寺江津湖公園水草回収船製造業務委託
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者の商号又は名称、入札者氏名及び押印（外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (9) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。
- (10) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、本業務委託に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (11) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。

- (13) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
- (14) 郵送による入札書の受領期限は、9(1)イのとおりとする。
- (15) 入札・開札日時及び場所は、9、10のとおりとする。
- (16) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断したもののみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
- (18) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はやめて行わないことがある。
- (20) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし意義を申し立てることはできない。
- (21) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (22) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。
- (23) 入札執行回数は、2回までとする。（2回目以降については、別途通知する。）
- (24) 入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は納期（履行期間）の変更を行うことがある。

9 入札及び開札等

5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参による場合

(ア) 入札日時

令和7年（2025年）9月29日（月）午後2時00分

(イ) 入札場所

熊本市東区佐土原3丁目1-65

熊本市東区土木センター2階会議室

イ 郵送による場合（注19）

(ア) 提出期限

令和7年（2025年）9月26日（金）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

送付先

入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「業務委託名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、次の宛先へ送付すること。

〒862-0916 熊本市東区佐土原3丁目1-65

熊本市長（熊本市東区役所区民部東区土木センター総務課）宛

（2） 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3） 入札執行回数は、2回までとする（2回目以降の入札書の提出については、別途指示する。）。

（4） 入札書を提出した後は開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。

（5） 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。

（6） 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

（7） 無効とした入札書は、返却しないものとする。

（8） 入札書は、令和7年（2025年）9月29日（月）午後2時00分の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

10 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加するものに必要な資格のないものの提出した入札書
- (2) 要綱第3条の規定により、入札参加資格を失った者のした入札書
- (3) 委託件名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者の商号又は名称、入札者氏名及び押印のない又は不明確な入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）
及び押印のない又は不明確な入札書
- (6) 上記(4)、(5)において登録印以外の押印をした入札書
- (7) 委託件名に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額を訂正した入札書

- (10) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、その者のすべての入札書を無効とする。
- (11) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (12) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (13) 公正な価格を害し、また不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書
- (16) 熊本市工事競争入札心得(平成2年告示第107号)第5条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時に4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (17) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1.1 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1.2 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札者の決定後契約締結までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったと

きは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定者を取消し契約締結は行わないことがある。

- (1) 「4 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱第3条各号に該当すると認められるとき。

1.3 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合は、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保険証券を契約締結の時までに提出したとき。

- イ 落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が熊本市である場合は、契約書の写しでも可。）を提出したとき。
- 1 4 当該競争入札に付する物品調達等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定に該当するので、落札者とは仮契約を締結し、市議会の議決を経た後に正式契約となるものである。なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わない。
- 1 5 契約条項
別紙契約書案